

墓地等の経営許可申請等に係る添付書類一覧表

No	添付書類	規則の条項	内容	申請等の区分					
				申請			届出		
				新規	変更	廃止	新規	変更	廃止
1	・見取図	第11条 第2項第1号	・道路、河川、湖沼及び住宅等の位置を示したものの ・墓地にあつては、申請地を朱書し、その周囲から100メートルの範囲を示す朱線を記入すること。 ・火葬場にあつては、施設を朱書し、その周囲から250メートルの範囲を示す朱線を記入すること。	○	○ (注)	○	○	○	○
2	・墓地の区域を示した図面 ・墳墓等の配置図 (墓地の場合のみ)	第11条 第2項第2号	・墳墓割当、給排水設備、道路及び塀等に関する図面 ・配置図は墓地、取付道路、管理施設、緑地及び駐車場に関する図面	○	○		○	○	
3	・建物の平面図 ・建物の立面図 ・建物の構造仕様書 ・建物の配置図 (納骨堂、火葬場のみ)	第11条 第2項第3号		○	○		○	○	
4	・登記事項証明書 ・字図の写し ・丈量図 (墓地等の敷地に係るもの)	第11条 第2項第4号	・字図の写しには、墓地等の敷地を朱色で区分し、申請地の地目、地積、所有者、方位、縮尺を記入すること。 ・土地の一部を墓地等の敷地とする場合は、原則として地積変更登記を行うこと。	○	○	○	○	○	○
5	・申請理由書	第11条第2項第5号	・墓地等の経営、位置選定及び規模等の理由	○	○	○			
6	・墓地等の敷地が借地である場合は、その所有者の承諾書	第11条 第2項第6号	・敷地は、申請者所有地であり、抵当権等制限物権が設定されていないことを原則とするが、借地の場合は印鑑証明を添付した永代使用承諾書(ただし、抵当権等制限物権が設定されていないこと。)とする。	○	○ (注)				
7	【申請者が法人(地方公共団体を除く)】 ・法人の定款、規則、規約その他これに準ずる書類、登記事項証明書 【申請者が墓地管理組合】 ・組合の規約、組合員名簿	第11条 第2項第7号	・定款又は規約等に墓地等の事業の規定があること。 ・公益法人にあつては、理事会議事録 ・宗教法人にあつては、責任役員会議事録	○	○ (注)	○			
8	・墓地等の敷地に係る関係法令による許可書の写し又は申請書の写し	第11条第2項第8号 第15条第2項第1号	・申請時これらの許可等を得ることが困難であつて、許可等の見込みが確実な場合に限り、当該許可等の申請書の写し	○	○		○	○	○
9	・墓地の維持管理の方法を記載した書類	第11条 第2項第9号	・墓地の使用規則等	○	○ (注)				
10	・資金計画書	第11条 第2項第10号	・申請者の残高証明、金融機関の融資証明等 ・造成事業費の収支計画 支出：用地取得費、設計費、工事費等 収入：自己資金、借入金、永代使用料等 ・維持管理の収支計画 支出：維持管理費、借入金返済、事務費等 収入：管理料等	○	○ (注)				
11	・隣接地の土地の登記事項証明書 ・隣接地の土地の字図 ・隣接地の土地所有者の承諾書 (墓地、火葬場のみ)	第11条 第2項第11号	・必要に応じ印鑑証明書 ・隣接地の土地所有者の承諾書が添付できない場合は、その理由を記載した書類	○	○ (注)				
12	・その他市長が必要と認める書類			○	○	○	○	○	
①	・経営(変更)許可書の写し				△	△			
②	・墓地需要見込調書		・宗教法人にあつては、檀信徒及び利用希望者名簿	○	○ (注)		△	△	
③	・墓地使用料及び管理料を算定した書類	第11条 第2項第12号		○	○ (注)		△	△	
④	・近隣住民の同意書		・墓地又は火葬場は、その使用目的から特殊な環境衛生施設であるので、その健全な経営を確保するため、近隣住民に対する事業概要の事前説明に努め、理解が得られていること。 ・区長、組長等の地元の同意書 ・基準の緩和規定を受ける場合、墓地にあつては100メートル以内、火葬場にあつては250メートル以内、納骨堂は原則として100メートル以内の同意書。(住宅地図を添付)	○	○ (注)		△	△	
13	・変更の前後を明かにした図面	第12条 第2項第1号	・変更の前後を字図、実測図等で明かにしたもの。(墓地のみ) ・変更の前後を建物の平面図、立面図、配置図等で明かにしたもの。(納骨堂、火葬場のみ)		○			○	
14	・改葬が完了したことを証する書類	第12条 第2項第2号	・改葬許可証、改葬完了報告書、無縁墳墓改葬手続完了を証する書類		○	○		○	○

※申請等の区分の「申請」：規則第11条第1項(第12条第1項、第13条第1項)に規定する経営(変更、廃止)の許可の申請をいいます。

※申請等の区分の「届出」：規則第15条第1項に規定するみなし許可に係る届出をいいます。

※注：墓地の区域を縮小する場合は納骨堂、火葬場の施設を縮小する場合に省略が可能な書類です。

※△：添付の要否については、事前にご相談ください。